

令和5年12月28日
危機管理防災課

高病原性鳥インフルエンザに対する県の対応について

12月28日、神奈川県横須賀市内において死亡した野鳥の鳥インフルエンザの簡易検査を行ったところ、陽性が確認されたことに伴い、本日、神奈川県危機管理対策会議幹事会を開催し、確定検査の結果、高病原性鳥インフルエンザと判明した場合に備え、次のとおり対応方針を定めました。

1 野鳥の監視強化【環境農政局、地域県政総合センター】

環境省により12月28日に野鳥監視重点区域に指定された個体確認地点の周辺10km圏内について、引き続き、野鳥の監視を強化する。

環境省と調整の上、野鳥監視重点区域内における、野鳥でのウイルス感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する。

2 感染拡大の防止【環境農政局】

県内の家きん飼養農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

3 鶏卵・鶏肉の安全対策・風評被害の防止【健康医療局、環境農政局】

食鳥処理場における衛生管理、異常時の通報について周知徹底するほか、県民の不安解消のため、必要な情報を提供する。

4 各種相談窓口の設置【各局等】

高病原性鳥インフルエンザに関する幅広い県民の相談に応えるため、別紙のとおり相談窓口を設置する。

5 知事メッセージの発出【環境農政局、くらし安全防災局、健康医療局】

県の高病原性鳥インフルエンザ対策の県民への周知、消毒等防疫措置や風評被害の防止などの県民への理解と協力を求めるため、知事メッセージを発出する。

県では、今後も、国、隣接都県、市町村及び関係団体との情報共有のもとに連携して取り組んでまいります。

野鳥の不審死に関する相談窓口

横浜市、川崎市で発見した場合

環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ (045) 210-4319 (直通)
土日祝日は (045) 210-1234

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町で発見した場合

横須賀三浦地域県政総合センター環境部みどり課 (046) 823-0210 (代表)

相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村で発見した場合

県央地域県政総合センター環境部環境調整課 (046) 224-1111 (代表)

平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町で発見した場合

湘南地域県政総合センター環境部環境調整課 (0463) 22-2711 (代表)

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
で発見した場合

県西地域県政総合センター環境部環境調整課 (0465) 32-8000 (代表)

令和5年12月28日

県内野鳥における鳥インフルエンザウイルスの検出にあたっての知事メッセージ

県民の皆様へ

- 令和5年12月28日、横須賀市内において回収された死亡野鳥の簡易検査を実施した結果、A型のインフルエンザ陽性が確認されました。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥の排泄物や体液等へ密接に触れた場合などを除いて、人に感染することはきわめて稀であると考えられています。日常においては、鳥の排泄物等に触れてしまった後は手洗いとうがいをしていたら過度に心配する必要はありません。
- また、鶏卵、鶏肉を食べることにより鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていませんので、県民の皆様には、冷静な行動をお願いします。
- 本県では、国や市と連携して、野鳥の監視体制を強化するとともに養鶏農場への注意喚起を実施するなど、感染拡大の防止に全力で取り組んでまいります。
- なお、報道機関の皆様におきましては、本病のまん延を引き起こす恐れがあることから、指定された監視重点区域内はもとより、養鶏場への取材については、控えていただくようお願いします。